

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和５年８月１日（火）

白井市役所本庁舎４階大委員会室

- １．教育長開会宣言
- ２．会議録署名人の指名
- ３．前回会議録の承認
- ４．委員報告
- ５．教育長報告
- ６．議決事項

議案第１号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の規定について

議案第２号 令和５年度教育費補正予算（第７号）に係る意見聴取について

- ７．報告事項

報告第１号 白井市放課後子ども総合プラン行動計画の策定について

報告第２号 令和６年度以降のスクールバスの運行に関する検討結果について

- ８．委員質疑
- ９．その他
- １０．教育長閉会宣言

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	川嶋 之絵
委員	齊藤 豊
委員	中里 敏康
委員	松田 加奈子

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	宗政 隆雄
教育部参事	榛沢 宏一
教育総務課長	落合 一矢
生涯学習課長	山本 敏行
文化センター長	高花 宏行
書記	中村 妃佐
書記	鈴木 美菜

午後２時００分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、ただいまより、令和5年第8回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは初めに、出席者数を報告いたします。

本日の出席委員数は、5人全員出席ですので、会議は成立しています。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○事務局 日程2、会議録署名人の指名につきましては、教育長より事前に川嶋委員、松田委員が指名されております。よろしくお願いいたします。

○前回会議録の承認

○事務局 日程3、前回会議録の承認について、訂正等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局 訂正等ないようですので、前回の会議録は承認されました。

○委員報告

○事務局 日程4、委員報告について、各委員からお願いいたします。

○齊藤委員 私は、7月15日土曜日、千葉県警察音楽隊安全・安心コンサート2023を見に行ってきました。内容は恒例のコンサートですが、県警のコンサート、何回か私も拝見したことがあるのですが、非常に素晴らしい内容のコンサートであります。

あとは、印西警察署員からの報告で、今、特殊詐欺が横行しているということで、少年、特に子供たちですね。中学生はアルバイトとかはやっていないと思うのですが、高校生とかが悪気がないと思ってやっているアルバイトが、ついそれが特殊詐欺の受け子、出し子とか、あとはブラックバイト、そういうのに参加してしまう、というようなお話がコンサートの途中で生活課のほうからありました。子供たちを守らなければいけないというのは、周りの大人たちもそれを見守ってあげないと、子供たちだけでは、バイト先が悪いのかいいのか、お金だけの目先のことで受けてしまうと、それが結局は犯罪に巻き込まれてしまう、というのが警察からのお知らせとしてコンサートの間に話がありました。本当に素晴らしいコンサートで、また機会があったら見せていただきたいと思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。ほか、ありますでしょうか。

○川嶋委員 私は、北総教育事務所の次長学校訪問に同行させていただきました。学校訪問自体がコロナ禍で三、四年ぶりぐらいなので、本当に久しぶりに数年ぶりに学校に行くと、教職員が変わってたりだとか、あとは、経営理念が変わってたりだとかということで、今回、大山口中学校に訪問させていただいたのですけれども、いろいろなところで気づきといいますか、発見したことがいろいろ何点かありました。

授業のほうなのですけれども、午前中の授業を拝見させていただいたのですけれども、話し合いによる学習が多かった。これは、コロナ前はフォーメーションを組んで、子供たち同士が顔を合わせて話

し合うというような学習の機会がありませんでしたので、子供たちが顔を見合って、三、四人でグループを組みながら学習について話し合いをしている、楽しそうに学習をしている姿がとても印象に残りました。

また、ICTのほうですけれども、タブレットの活用が、本当に大人が想像する以上に子供たちは習得が早くて、また、それを子供同士でも、先生を呼ぶ前に生徒同士で助け合う姿が見られたりする場面も多く見られて、随分定着しているのだなということが見えました。

また、授業の中で一番すごいなと思ったことですが、これは大山口中学校の特徴といいますか、教職員が多いので、そうなっているのかなというのがあるのですけれども、少人数制の英語をやっていました。これは、数学はあるのですけれども、英語でやっていたのがすごく斬新というか、私は初めて少人数制の英語の授業を見まして、教職員が足りているからできることということと、あと、大山口中学校が今、英語に力を入れたい、という思いの表れなのかなと思って、こういった学校の特色が見られて、とても有意義な学校訪問となりました。以上です。

○事務局 ありがとうございます。ほか、ありますか。

○松田委員 私は、7月29日の土曜日、白井第一小学校で行われましたワーキング・キッズ・アドベンチャーの様子を午前中見学させていただきました。第6回ということで、今年からは小学校に場所を変えてということ、会場を変えてという開催だったのですけれども、たくさんの職業があって、子供たちコロナ禍で多分、学校でのまち探検とか、そういった授業がなかったりした中で、こういった経験ができたというのは、すごくよかったのではないかなと思います。特に、例えばドローン操縦士とか、ユーチューバーとか、子供がすごく興味を持ちそうな職業というのもありまして、実際にそれを体験できるというとてもいいイベントだったなと思いました。とても多くの小学生でにぎわっていて、順番に市内の小学校を来年から回っていくということなので、来年もすごく楽しみかなと思いました。以上です。

○事務局 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○教育長報告

○事務局 それでは、日程5に進みます。教育長報告です。井上教育長、お願いします。

○井上教育長 私から教育長報告を行います。

今、説明があった二つのことなのですけれども、7月10日の大山口中学校の次長訪問に参加いたしました。先ほど川嶋委員から報告があったとおりです。

それから、松田委員から報告がありました7月29日、ワーキング・キッズ・アドベンチャーにも参加いたしました。ワーキング・キッズ・アドベンチャーですけれども、第6回ということで、コロナ禍では3年間ぐらい中止だったのですけれども、第1回から私は参加、見学しております。白井コミュニティセンターで主に体育館を間仕切りして、スペースを分けてやっていたのですけれども、実行委員の方と相談して、もっと多くの子供たちに参加させたいと。そうすると、もっと大きなスペースが欲しいということで、学校を考えていたのですけれども、当時は普通教室にはエアコンが入っていたのですが、特別教室にはエアコンが入っていなかったもので、教室数が足りなかったのです。ところが、今年から特別教室にもエアコンが入りましたので、今までのスペースよりももっと大きな

教室数でできるということで、学校で。

どうせやるなら、いろいろな地区を回っているいろいろな地区の子供たちが通いやすい、参加しやすいということで、持ち回りにしましょうということで、白井第一小学校、来年は白井第二小学校、その次は白井第三小学校というように持ち回りで、そうすれば、その年にその学校の子供たちが参加しやすくなるので、そういうふうを考えて進めております。

ただ、来年の白井第二小学校は校舎がちょっと小さくて、教室数が今のところ足りないので、うまくスペースを確保することを考えているので、またいろいろ工夫を持って、白井第二小学校でやることは決まっておりますけれども、時期とかそんなことを今検討今後していくということになっております。とにかく子供たちにとって非常にいい体験になるので、今後も続けていきたいなと思っております。以上です。

○事務局 ありがとうございます。

ただいまの委員報告、教育長報告で御質問等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局 質問等ないので、これより議事に移ります。

本日の議事進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、教育長から事前に中里委員が指名されておりますので、6の議決事項、7の報告事項に関わる議事進行について、お願いいたします。

なお、8の委員質疑はございません。それでは、中里委員、よろしくお願いします。

○中里委員 ただいま指名されました中里です。

これより、6の議決事項、7の報告事項に係る議事の進行を行います。よろしくお願いいたします。

議案第1号 「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」

○中里委員 それでは初めに、6、議決事項、議案第1号 「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○宗政教育部長 議案第1号 「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

本市の就学援助費は、要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助限度単価に準じて定めています。

提案理由でございますが、本案は、就学援助費の国庫補助限度単価に準じた支給額の改定及びその他、所要の文言等の整理を行うため、規則の一部を改正するものでございます。

議案について御説明いたします。2枚目を御覧ください。併せて、5枚目に新旧対照表を添付しておりますので御覧ください。

改正は、白井市就学援助費支給規則の一部を次のように改正するものでございます。

第2条は定義に係る規定で、引用条項を明確にするため、第2号中「第5条」を「第5条第1項」に改めるものでございます。

次に、第3条は支給対象者に係る規定で、学校教育法施行令の法令番号が第2条第2号に記載されているため、第2項中「（昭和28年政令第340号）」を削るものでございます。

次に、第7条は支給期間に係る規定で、定義を明確化するため、「受給者」を「要保護者等の認定を受けた者（以下「受給者」という。）」に改めるものでございます。

次に、第9条は支給に係る規定で、第1項は、支給を受ける権利のある者は受給者であるため、「（医療費及び学校給食費を除く。）」を削り、就学援助費は教育委員会から直接受給者に支給するものとする、に改めるものでございます。

また、第3項を第4項とし、文言を整理した上で、第2項を第3項とし、第1項の次に、学校給食費は、白井市学校給食センター（白井市立桜台小学校及び桜台中学校に在学する児童生徒に係るものにあつては、校長）に、医療費は、医療機関に支給をできるとし、その場合は、受給者に対して支給されるものとみなす規定を加えるものでございます、

次に、第10条は実績報告等に係る規定で、第1項は引用条文のずれを改めるため、「前条第2項」を「前条第3項」に改め、また、文言を整理するものでございます。第2項についても同様に、引用条文のずれを改めるため、「前条第2項」を「前条第3項」に改めるものでございます。

次に、第13条は就学援助費の返還に係る規定で、第1号は文言の整理のため、「第12条第1項第2号」を「前条第1項第2号」に改めるものでございます。

次に、別表、第4条関係は、支給額等に係る表で、新入学児童生徒学用品費等の項について、国庫補助限度単価に準じた支給額に改定するため、「60,000円」を「63,000円」に改めるものでございます。

裏面を御覧ください。

別記第6号様式は、引用条文のずれを改めるため、「第9条第2項」を「第9条第3項」に改めるものでございます。また、第9条の条文改正に合わせ、「（学校給食費、医療費を除く）」を削るものでございます、

次に、別記第7号様式は、引用条文のずれを改めるため、「第9条第3項」を「第9条第4項」に改めるものでございます。

3枚目を御覧ください。

別記第8号様式は、学校徴収費に未納がある場合、受給者の委任に基づき、就学援助費を校長に支払うことができますが、学校給食費と医療費は該当しないため、学校給食費、医療費の欄を削ったものに様式を改めるものでございます。

4枚目を御覧ください。

別記第9号様式は、別記第8号と同様の理由により、学校給食費、医療費の欄を削るものです。

附則として、この規則は公布の日から施行するものでございます。

経過措置として、改正後の別表新入学児童生徒学用品費等の項の規定は、令和6年度以後に小学校又は中学校に入学する者に係る就学援助費の支給について適用し、令和5年度までに小学校又は中学校に入学した者に係る就学援助費の支給については、なお従前の例によるものとするものでございます。

また、この規則の施行前に、改正前の白井市就学援助費支給規則の規定により調整した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとするものでございます。

なお、支給単価の増額に伴う財源は、令和5年度12月補正予算時に対応予定でございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○中里委員　ありがとうございます。

議案第1号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○齊藤委員 新旧対照表の第13条の就学援助費の返還というところですが、別表の第4条関係のところ、ここがちょっと分からなくて。小学校は5万4,060円ですけれども、中学校が6万円から6万3,000円というのは、何か理由があるのでしょうか。

○宗政教育部長 国のほうの準要保護が6万円から6万3,000円に増えておりまして、市のほうで準要保護を支給しているのですけれども、市のほうも、国の上がった分に合わせて上げているので、その分が3,000円上がって、6万3,000円になるということでございます。

○齊藤委員 小学校は、国からの補助は変わっていないということよろしいですか。

○宗政教育部長 小学校のほうは変わっていないです。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○中里委員 その他、御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○中里委員 御質問等ないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○中里委員 それでは、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

議案第2号 「令和5年度教育費補正予算（第7号）に係る意見聴取について」

○中里委員 次に、議案第2号 「令和5年度教育費補正予算（第7号）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○落合教育総務課長 では、議案第2号 「令和5年度教育費補正予算（第7号）に係る意見聴取について」を説明させていただきます。

本議案につきましては、令和5年第3回白井市議会定例会に提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より教育委員会の意見を求められたため提案するものでございます。

資料として、1ページめくっていただいて補正予算一覧を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

まず初めに、歳出の一般会計、人件費のうち、一般職員に関する補正予算から御説明させていただきます。項目1番、教育総務課、9款1項2目、教育総務費、事務局費の01事業、常勤特別職人件費2万2,000円の増額補正でございます。理由につきましては、共済費負担金率の変更に伴うものでございます。

続きまして、項目2、教育総務課、9款1項2目、教育総務費、事務局費、02事業、一般職員人件費5万1,000円の増額補正でございます。理由につきましては、現員現給に伴うもので、所要額を計上するものでございます。

項目3、学校政策課、9款2項1目、小学校費、学校管理費、01事業、一般職員人件費2万8,000円の増額補正でございます。理由につきましては、こちらも現員現給に伴うものでございます。

続いて、項目4、学校政策課、9款3項1目、中学校費、学校管理費、01事業、一般職員人件費1万8,000円の減額補正でございます。理由につきましては、こちらも現員現給に伴うものでございます。

項目５、生涯学習課、９款４項１目、社会教育費、社会教育総務費、０１事業、一般職員人件費１，４８６万８，０００円の増額補正でございます。こちらも現員現給に伴うものでございます。

項目６、文化センター、９款４項５目、社会教育費、文化センター費、０１事業、一般職員人件費３２９万９，０００円の減額補正でございます。こちらも現員現給に伴うものでございます。

項目７、生涯学習課、９款５項１目、保健体育費、保健体育総務費、０１事業、一般職員人件費５４０万８，０００円の減額補正でございます。こちらも現員現給に伴うものでございます。

１ページ進んでいただきまして、歳出の一般会計、人件費の会計年度任用職員の部分につきまして御説明させていただきます。

１項目め、文化センター、９款４項５目、社会教育費、文化センター費、０２事業、文化センター管理運営に要する経費５２万４，０００円の増額補正でございます。理由につきましては、会計年度任用職員の業務増により、年度末まで雇用期間を延長するため、所要額を計上するものでございます。

項目２、文化センター、９款４項６目、社会教育費、図書館費、０２事業、図書館サービス推進事業４３万１，０００円の増額補正でございます。こちらの理由につきましては、会計年度任用職員の業務増に伴い、勤務日数が増えたため、所要額を計上するものでございます。

項目３、生涯学習課、９款４項７目、社会教育費、プラネタリウム費、０１事業、プラネタリウム館運営事業費３６万７，０００円の増額補正でございます。理由につきましては、療養中の職員の業務を会計年度任用職員で対応するため、報酬を計上するものでございます。

項目４、生涯学習課、９款４項８目、社会教育費、郷土資料館費、０１事業、郷土資料館管理運営に要する経費１万２，０００円の増額補正でございます。理由につきましては、会計年度任用職員の通勤費に不足が生じたため、所要額を計上するものでございます。

続きまして、１ページ進みまして、歳出の一般会計、人件費以外の部分の補正予算となります。

項目１、教育支援課、学校給食センター、９款５項３目、保健体育費、学校給食費、０１事業、学校給食センター総務事務に要する経費８万４，０００円の増額でございます。理由につきましては、学校給食センター運営委員会の開催を１回分増やすことに伴い、所要額を計上するものでございます。

項目２、教育支援課、学校給食センター、９款５項３目、保健体育費、学校給食費、０２事業、学校給食センター運営に要する経費４３６万２，０００円の増額補正でございます。理由につきましては、物価変動に伴い、学校給食センターの維持管理運営業務委託の契約額を見直すため、所要額を補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

一般会計、項目１、文化センター、２１款３項２目、雑入でございます。今回補正額は１，０００円の増額補正となります。理由につきましては、会計年度任用職員の人件費増に伴い所要額、こちら雇用保険料本人負担額を計上するものでございます。

以上が議案第２号の御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中里委員　ありがとうございます。

議案第２号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○中里委員　御質問等ないので、議案第２号についてお諮りします。

議案第２号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○中里委員 それでは、議案第2号については原案のとおり決定します。

報告第1号 「白井市放課後子ども総合プラン行動計画の策定について」

○中里委員 次に、7、報告事項。報告第1号 「白井市放課後子ども総合プラン行動計画の策定について」説明をお願いします。

○山本生涯学習課長 報告第1号 「白井市放課後子ども総合プラン行動計画の策定について」、別紙のとおり策定したため、報告をするものです。計画書を御覧いただきながら、説明をお聞きいただければと思います。

まず、計画策定の趣旨ですが、平成26年7月に、文部科学省と厚生労働省の共同で放課後子ども総合プランが策定され、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育のことですが、学童保育と放課後子ども教室の計画的な整備が進められてきたところですが、女性の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加を背景に、放課後児童クラブの整備拡充や、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に、または連携して実施し、そのうち一体型として実施するものを全国で1万か所以上で整備することなどを目標とした新・放課後子ども総合プランが平成30年9月に策定されました。

これを受けまして、市教育委員会でも、平成30年10月に附属機関となる白井市放課後子どもプラン推進委員会を設置し、放課後を安全・安心に過ごす居場所づくりを目的に検討を進めてきたところですが、このたび、白井市放課後子ども総合プラン行動計画を策定しましたので報告するものです。

計画の目標につきましては、市においては、放課後子ども教室と放課後児童クラブの児童が同一の小学校内の活動場所で、放課後子ども教室開催日に共通のプログラムに参加できるよう、全ての小学校で一体型での運営を目指すことを目標としました。

次に、計画の位置づけについては、市の教育分野における個別計画となる白井市教育振興基本計画にも放課後子ども教室の実施について言及しておりますが、放課後子ども教室の運営に当たっては、放課後児童クラブの児童も共通のプログラムに参加することができる一体型での運営を目標としており、放課後児童クラブとの連携が重要となることから、市の子ども子育て支援に関する施策レベルの個別計画となる、しろい子どもプランを上位計画に位置づけることとしました。

また、本計画の計画期間については、今年度、令和5年度から令和11年度までの7年間としますが、計画の進行管理を行っていく中で、社会情勢の変化などによる計画の見直しが必要となった場合は柔軟に対応していくこととしています。

放課後児童クラブの現状ですが、現在、市内の全ての小学校で実施しており、令和5年4月1日時点において、待機児童は発生しておりません。

また、子供が小学校に通い始めたときに、保育園に預けていたときにはできていた仕事と家庭の両立が難しくなる、いわゆる小1の壁の対策についても、市内保育園と同等の保育時間を確保し、学童保育のほうを実施しております。

次に、放課後子ども教室の現状についてですが、令和4年度までに白井第二小学校、大山口小学校、池の上小学校の3校で実施しており、令和5年度においては、白井第一小学校に新設しております。

なお、現在は、参加できる学年や定員を設けて実施しており、地域の方々の協力を得ながら、様々

な体験や学習の機会を提供しています。今後は、この事業を安定的に継続していくためのスタッフの確保や、対象学年、参加者数の拡充などについて検討を進めていく必要があると捉えております。

アンケート結果については割愛させていただきまして、11ページに行きます。

今後の放課後子ども教室整備目標につきましては、本計画に基づき、令和11年度までに全ての小学校に放課後子ども教室を一体型で整備していくこととしますが、整備に当たっては、学校や市の福祉部局、既存の放課後児童クラブの運営事業者等と十分な情報共有を図り、活用場所についても、余剰教室の活用や特別教室、体育館等の使用を検討してまいります。

また、特別な配慮を必要とする児童への対応に必要な体制の整備を進めるとともに、既存の文化、スポーツ団体等の参画を得て、地域住民と児童の交流を進めていくことに努めることとしています。

なお、本計画を制定するに当たっては、本計画の策定に御尽力いただいた教育委員会の附属機関である白井市放課後子どもプラン推進委員会に引き続き御協力をいただき、計画の進行管理を行っていくこととしております。

簡単ですが、概略のほうの説明とさせていただきます。以上です。

○中里委員 ありがとうございます。

報告第1号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○川嶋委員 いろいろと聞きたいことはあるのですが、私が教育委員になってから、この放課後子ども教室はずっと関わってきていて、委員になっていたこともあるので、とても興味があるのですが、資料がちょっと私、分かりにくくて。

目標としては、行く行くは、令和11年度には一体型、委託で全校で進めるという目標があるのですよね。その手前で、段階的に徐々にこちらに移行していきましょうということなのかもしれませんが、この令和11年度に向かうに当たって、今、現状としては、地域の方々がとても委員さんとして協力してくださっていると思うのですが、その方々が私はとても熱心なのを知っています。自分もそうやって関わってきました。それが数年後には、こうやって委託になってしまうというところで、その地域の力をそこで終わりではなくしてほしいのです。そこら辺は、うまくスライドされるようには配慮はなさるのでしょうか、今まで放課後子ども教室に関わってくださっている方の今後の扱いとか、対応については、慎重にしていきたいなというのが要望です。

あと、このアンケートの部分を先ほど割愛されましたけれども、このアンケートがとても興味深いといえますか、いろいろ思うところがあります。例えば6ページのところで、必要であるが13.7%で、なくてもいいが18.7%というところが、数字的にあっても、なくてもいいという。でも、あったほうがいいというのは、それはもちろんそうだと思うのです。サービスはもちろんあったほうがいいと思うのは、一般的な意見だとは思いますが、でも、なくてもいいという意見も、結構こんなにあるのだなというのと。

あと、興味深いところは、低学年は必要とされているけれども、高学年は必要とされていないところだったりということですね。あとは、学校の規模によって、例えば白井第二小学校だったり、小規模の学校であったりすれば、全員の受入れが可能だけれども、大規模学校だと全員のニーズには応えられないという、その辺の難しさというのがある。ここをどうクリアするのかなというの、すごく難しいのではないかなと思うのです。

あとは、放課後子ども教室自体が今実施されている学校とされていない学校があって、されていな

い学校に関しては、放課後子ども教室って何、という保護者が情報を全く知らないというパターンもあります。そうすると、「今後利用してみたいですか」と聞かれても、「分からない」というのが正直なところだと思うし、学童に入っていれば、いいのではないのと思う保護者さんも多いのではないかなと思うので、これ、すごく数年前から、ずっとずっと続けていることだけれども、なかなか市民の中に浸透していないなという感じがしてしまうのです。

だから、市としては、教育委員会としてはすごく頑張っているのだけれども、保護者からはこういう声を私は少なくとも聞かないし、そこら辺がニーズがそこまであるのかなというところが感じられないといいますか。こちらの御尽力されているのは、とても分かるのですけれども、いわゆる魅力というのですかね。学童に入る必要はない、だけれども、放課後子ども教室は利用してみたいという人が本当に果たして、一斉に令和11年に進めてみたときに、いるのかなという率直な疑問があったりします。

そしてまた、毎日はないというところも、結局、学童は毎日あります。でも、放課後子ども教室に関しては、毎日はない。だけれども、行く行くは一体型になるという、そこら辺が私の中ではあまりにも漠然としすぎていて、本格的になるまでのイメージがつきづらいのですけれども。もう少し興味や関心、ニーズがないことをやるのって、どうなのかなと思うので、そこら辺の教育委員会としてのニーズとか思いとか、そういうところでどのように捉えているのか、今、現時点で教えていただければと思います。

○山本生涯学習課長 放課後子ども教室については、スタートとしては、小1の壁の打破であったり、学童保育の待機児童の解消を目的に、発想としてはスタートしていると考えています。

ただ、白井市の場合は、先ほども申し上げましたけれども、保育時間に関しては、市内の保育園と同等の保育時間を確保して実施しておりますし、学童の入所希望者についても待機児童は発生していないというようなところですので、預かりというような概念で事業を進めていくのではなく、体験の場の提供として事業を進めていくことが重要だと考えています。

先ほど川嶋委員がおっしゃられたように、今、令和5年度で実際4校実施していますけれども、実施していない学校で、今後、放課後子ども教室を展開していくに当たっては、どういう趣旨で市がこの事業を展開しているのかということを保護者さんによく理解していただかなければ、その事業のよさが分からないだろうというところは当然あると思いますので、その辺りは私どもの取り組む部分でもあるのかもしれないですけれども、事業の概要の周知をもう少し徹底していければと考えております。

○川嶋委員 御説明ありがとうございます。ということは、何となくイメージなのですけれども、コミュニティ・スクールに近いのではないのかなというところがあるのです。地域の力を借りて、例えば伝統文化を継承、例えば、お琴だったりとか、そういうようなものもありますよね、太鼓だったりとか。そういうところでいうと、どっちかというコミュニティ・スクールに近いような展開のイメージでいいのかなと思うのですけれども、委託になってしまった場合、もちろん指導のプロの方が見てくださるでしょうけれども、白井の地域の文化を継承するとか、そういった活動は恐らくされないのだと思うのです。白井市内の人が委託事業者でなければという言い方は変ですけれども。そういう部分はうまく移行してほしいなと。この地域で協力してくださる方々が子供に関わってくださる部分というのが途絶えないようになればいいなとは思っています。

あと、もう1点、市内に児童のデイサービスというのがあると思います。デイサービスに通っている市内の児童生徒さんもいらっしゃるのです。だから、学童以外にそういうところに通っているお子さんもある程度いらっしゃることは把握されているとは思いますが、12ページの(5)の、特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策、ここですけれども、こういった特別の配慮が必要な児童生徒さんがデイサービスに通っています、地域で。ですから、そこら辺は、そのお子さんの成長や発達に合わせて、どのようなものを利用したらいいのかというのは、教育委員会としても相談に乗って差し上げたらよろしいのではないかなと思ったのですよね。全てをこの放課後子どもプランで賄おうとするのではなくて、市にはいろいろなサービスといいますか、そういったものもありますので、そこら辺はきめ細やかに、保護者から御相談があったり、また、指導員から御相談があった場合には、こういったものもありますよという案内を丁寧にしてさしあげたほうが子供の成長を助長するのではないかと感じました。必要な体制を整えるように努めますと書いてあるのですけれども、新しい指導者を入れるであるとかというのはなかなか難しいかなと思うので、こういった市内のサービスを御案内するということも、同時に今後されてほしいなと思いました。以上です。

○山本生涯学習課長 先ほど委員さんがおっしゃられた委託化を進めていくに当たってですけれども、委託化を進める理由としましては、継続的に事業を推進していく中で、どうしてもスタッフの高齢化の問題などが出てきますので、安定的にスタッフを確保するというのは、かなり難しくなってくるのかなという考えの下で、まずはスタッフの確保という部分では、事業者委託を考えております。

地域の方々の御協力については、川嶋委員が先ほどおっしゃられた白井第二小学校地区での太鼓クラブとか、そういった地域の特性などもありますので、委託化を実施していく中で、事業を展開する際に、ボランティアを募っていかうかなと。その中で、地域の方々のそういった文化の継承などにお力を借りるというようなイメージを持って委託化のほうは進めさせていただこうと思っているところです。

あと、特別な配慮が必要なお子さんに対応するということでも、全て放課後子ども教室で引き受けるというのは難しいかなとは考えておるところなのですが、実際に今年度、大山口小学校で一人配慮が必要な子がいて、職員の加配などをして対応しているところなのですから、可能な限り受入れのほうは実施していく中で、どうしても放課後子ども教室で受け切れないという部分については、デイサービスの御案内などは、その中でさせていただきたいと考えております。

○川嶋委員 ありがとうございます。もちろん、こういったサービスが市内の子供たちに提供されるのはとてもいいことだというのは分かっているのです。だけれども、委託事業になると、お金がともかかります。大きなお金が動きますとなったときに、費用対効果を考えたときに、ほんの一部の生徒さん、みんながみんな必要と思っていないことに大きなお金が動くということは、いろいろ皆さん思うところがあると思いますから、そこら辺は市民全体の意見を諮ったり、あとは、児童と保護者の意見をよく吸収しながら、慎重に進めていただきたいなと要望します。ありがとうございます。

○中里委員 そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○中里委員 御質問等ないようですので、報告第1号について終わります。

○中里委員 次に、報告第2号 「令和6年度以降のスクールバスの運行に関する検討結果について」説明をお願いします。

○宗政教育部長 報告第2号 「令和6年度以降のスクールバス運行に関する検討結果について」説明いたします。

資料を御覧ください。スクールバスにつきましては、安全対策の難しい通学路を通学する児童のより一層の安全確保を図るため、令和4年度から白井第一小学校と白井第二小学校でスクールバスの試行運行を行っております。この試行運行と、令和5年2月に実施したアンケート調査結果等を踏まえて、白井市通学路交通安全プログラムに定める白井市通学路安全推進協議会を構成する課等で構成した白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会で、令和6年度以降のスクールバスの運行について検討を行いました。

まず、1、スクールバス運行の現状についてですが、スクールバスは白井第一小学校で2ルート、白井第二小学校で3ルート、合わせて5ルートを5台のバスで運行しています。バスルートにつきましては、別紙のスクールバスルート図を御参照ください。

利用児童数は、白井第一小学校が38人、白井第二小学校が68人、合わせて106人でございます。すみません。ここで一つ、費用については訂正がありますので、訂正をお願いします。真ん中付近に「スクールバスの運行に要する費用は、令和4年度の実績額で約2,600万円です。」とありますが、2,700万円の訂正をお願いします。そして実績ベースで、1年間で約2,700万円となります。スクールバスの利用者負担は求めないこととして運行しています。

続きまして、2、アンケート調査についてですが、調査は主にスクールバスの必要性、安全性及び利便性について、白井第一小学校と白井第二小学校に分けて、両校の全世帯に実施しました。

結果につきましては、スクールバス利用世帯から、「安全に通学できるようになった」「利用しやすい」といった回答を受けており、スクールバスの必要性については、スクールバスを利用していない世帯も含めて、「必要」または「どちらかという必要」との回答をした世帯が、各コースで80%、多いところでは96%となりました。

3、スクールバス運行に関する検討結果についてですが、この試行運行とアンケート結果等から、児童の通学上の安全確保ができたと考えており、引き続き、児童通学上の安全確保を図るために、令和6年度以降もスクールバスの運行が必要であるとの検討結果となりました。

また、令和6年度以降も引き続きスクールバスの運行を続けていくに当たり、スクールバス利用の対象となる児童についての基本的な考え方を整理しました。スクールバス利用の対象となる児童については、学区内における通学距離がおおむね2キロ以上であり、道路形状や交通量等から徒歩で通学することが困難な児童を対象としますが、距離にかかわらず、特に危険があると認められる道路を通学路としており、別のルートを通るなどの対策が難しい児童も対象とすること。

また、対象でなくとも、バスルート上で乗降できる児童がバス利用を希望する場合は、バス運行に支障のない範囲において認めることができるものとする。

そして、通学路の安全が確保された場合は、バスルートの廃止を含めて随時見直しをすること。このほか、毎年、新1年生の乗降に配慮して運行ルートを見直すこと。運行ルートの見直しは、検討委員会ではなく、教育委員会、学校及びバス会社で行うこと。

白井第二小学校Cコースの富塚ルートは、西白井4丁目から風間街道に至る計画道路が完成したと

きには、当該道路を通るルートに変更すること。スクールバスの適切な運行のため、利用児童数に応じた大きさのバスを利用することや教育過程に応じた必要運行とするよう努めること。以上が検討結果となります。

この検討結果は、白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会での検討結果であり、市としての政策を決定するものではありません。この検討結果を踏まえて、令和6年度以降のスクールバスの正式運行について、今後、行政経営戦略会議に付議していきたいと考えております。

以上でございます。

○中里委員 ありがとうございます。

報告第2号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○齊藤委員 1の検討結果についての1のスクールバス運行の状況というところですが、下から4行目の令和4年度の実績は2,700万円ということで、令和5年についての予算額は3,700万円という予算額が出ているのですが、この辺の差は何か理由とかありますか。

○宗政教育部長 これは入札の結果が3,700万円ということになったので、3,700万円というのは予算額で取っていて、実績が2,700万円というところで、予算額として3,700万円を取っているということなので、その額となります。

○齊藤委員 その理由を。1,000万円の差があると思うのですが。

○宗政教育部長 物価高騰等による高騰による燃料費等含めて、その分の額が上がるということを考慮して、予算額のほうも上がっているということになります。

○齊藤委員 分かりました。世間で今日1日で、また1,000品目以上が上がったということなので、そういったことであれば、予算を取ってということで分かりました。ありがとうございます。

○中里委員 そのほかございますでしょうか。

○川嶋委員 質問ですけれども、白井第二小学校は白井市内の特認校ですので、ほかの学区からの入学は可能ですけれども、その特認校指定の条件として、登下校は保護者がするというお約束があったのですけれども、その方々は、今このバスのルートには乗っていますか。バスには乗っていますか、その児童さんは。

○宗政教育部長 実際には乗っている子がいるということです。その理由としましては、富塚ルートの中で、そのコースに含まれる子たちは、そのバスに乗せられるということで乗ってきているということです。

○川嶋委員 乗っている子と乗っていない子は、なぜ乗っているのか、なぜ乗っていないのか、それぞれ理由があるのだと思うのですけれども。個人的な意見にはなりますけれども、例えばですが、白井第二小学校は特認校ですし、規約をいろいろ改定しなければいけないのかも分かりませんけれども、白井第二小学校の児童さんはスクールバスを利用するということに、例えば、そういうふうなことは考えていないのでしょうか。自宅送迎をしてもいいし、バスに乗ってもいいしという考え方、その両方あっていいというところで今後も進めていくのでしょうか。今の時点で分かることを教えてください。

○宗政教育部長 まず今、委員がおっしゃられた特認校でどこからでも来れるのですが、その子たちにもバスを出すという考えはあるかというところですかね。それについては、今のところございません。

それで、一つには、白井の中、全てのルートを網羅しなければならなくなってくるというところで、どのくらいまで希望者が出てくるか、それから、どのくらい予算がかかってくるか等も含めて考えていかなければ、なかなか難しいところがありますので、現時点では考えておりませんが、今後その辺りも含めて考えていく余地はあるかなとは思っています。

スクールバスについては、今現在、運行しているスクールバスについては、今後も先ほど説明したような内容で進めていく方向ではどうだろうかということで、市のほうの戦略会議のほうにかけていきたいと考えております。

○川嶋委員 ありがとうございます。私が何を言いたいのかというと、予算もかかることではあります。例えば、通学に時間を要するということは織り込み済みで保護者も白井第二小学校を希望して入学されることとは思いますが、ここまで来ているのだったら、ここまで来てよというふうに、行く行くは、そういう要望も保護者から出ないとは言えないので、そういった長いスパンで考えてみたときに、そういったことを今のうちにしっかり規約をつくっておくといえますか。要するに、今このお子さんたちは無料で、サービスで乗っているわけです。これが1回無料で乗りますと。いくら試行だ、お試しだと言っても、それ以降、金銭を集めるというのはなかなか難しいと思うのです。やはり一度受けたサービスをこれからは有料ですよと言われてしまっても、なかなか難しいと思う。けれども、うちはたまたまバスのルートだから、うちは無料で乗れる、安心安全でいいわという家庭もある。片や、毎日送迎しなければいけない、でも、白井第二小学校はとても魅力的だから、うちは入れたいという学校協力をしてくれる保護者もいる。そこら辺であまり温度差が出てしまうのはよろしくないと思うので、公平性というところをかなり慎重に検討していただきたいな。検討委員会の方々が、恐らくそういうお話をされていると思うのですけれども、余計なお世話なのですけども、そこら辺が私の中では引っかかると思いますかというところなので、そこが気になった点です。

あと、スクールバスが何でこんなふうに進んできているかということ、県内で痛ましい事故があったというのは事実だし、こういうのはあったらいいなとは思っています。ただ、バスに乗っているから安全とは言えないです。むしろバスで、もしそのバスが事故に遭ってしまったら、一度に多くの児童さんが怪我するということがありますから、そこら辺も押さえておかなければいけないところだなと思いました。

あと、もう1点、交通安全というのは、いつの時代もずっとこれは言われていることですが、私が最近、子供たちを見て非常に思うことは、すごく危機管理がないのですね。危険をあまり知らないといえますか、それは恐らく、あまり外で遊ばなくなったり、親子で歩く機会がなかったり、車を利用したりということで便利になっている世の中なので、車が来ても避けないのですよね、最近のお子さんたちは。

私の住んでいる地区で言いますと、清水口小学校が交通安全教育に非常に力を入れて、保護者さんも熱心に活動されているのですが、逆に大人が守っているということで、子供の危機感があまりないように感じたりもするのです。ですから、学校だけが頑張っても、これは仕方がないことで、これは家庭教育の中で、もっと各家庭での交通安全意識というのを持つ指導を図るように、入学説明会が何かでももう少しやったほうがいいと思うのです。

白井第一小学校も、白井第二小学校も、それ以外の小学校も、危険な道路の箇所というのがあります。なので、そこら辺は、もう少し家庭でも交通安全の教育をしてもらうように同時に図っていった

ほうがいいのかと。全部市がすくい上げて危険を回避してしまうのではなくて、子供自身もこういうことをしたら危ないのだという体験といいますか、そういうものも必要ですので、サービスばかり便利にしてしまうと、子供自身の危機管理能力がなくなるということもちょっと押さえておかなければいけないのかなと思いました。意見です。以上です。

○宗政教育部長 ありがとうございます。参考にさせていただきながら、学校のほうでもできると、それから家庭教育への働きかけ、バス会社への確認事項等しっかり進めていきたいと思います。

○川嶋委員 よろしくをお願いします。

○中里委員 そのほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○中里委員 御質問等ないようですので、報告第2号について終わります。

以上で、本日の議決及び報告事項に係る議事については終了となります。

この後の進行は事務局にお返しいたします。

○事務局 中里委員、ありがとうございます。これより事務局が進行を行います。

○その他

○事務局 日程9、その他です。何かございましたらお願いします。

○高花文化センター長 それでは、本日お配りしてございます令和5年度の蔵書点検の報告について御説明をさせていただきます。

図書館では、利用者へのサービス維持と財産管理のため、毎年蔵書点検を行っております。蔵書点検は、図書館と各センター図書室にある資料を1点ずつ機械で読み取り、電子計算機で管理しているデータと照合させ、資料の紛失などを調べる作業となっております。

資料2、1番の蔵書点検結果と今後の方針を御覧ください。

6月7日水曜日から9日金曜日、6月20日火曜日から23日金曜日の7日間に、図書館（開架の所蔵資料）及び各センター図書室5室の所蔵資料、約23万点の点検を行いました。その結果、所蔵不明件数が279点、こちらは昨年が427点。不明額が66万3,793円。昨年度104万8,415円となりました。昨年度に比べ、全体的な不明数は148点減りましたが、今回は特に事典、白書等の参考図書等と文庫の不明が目立ちました。

さらに、図書館では、昨年の蔵書点検以降に新しく購入した図書8,734冊。昨年7,762冊中、34冊不明の中から、今回の点検で22冊が所在不明となっています。これらの結果を踏まえて、次のとおり、今後の方針として対策に努めます。

まず、図書・視聴覚資料です。不明が多い分類（自然科学系、工学系など、カウンターから一番遠い、遠い人目の少ない棚）は、書庫に移動するよう棚の確認作業を行います。今回、不明の多かった参考図書と文庫（文学）は一部を書庫で保管します。昨年、不明が多いジャンルのCDは棚移動や書庫編入などにより不明数は147点から16点に減少しました。雑誌は、不明件数の多かったタイトルは書庫で保管します。また、利用の多い一部の週刊誌は、引き続き最新号を差し替えとします。そのほか、貸出返却作業は1点ずつ漏れのないよう処理を行います。盗難防止のため貸出手続きを促すポスターの掲示や定期的な館内の見回りを行います。セルフ貸出機の利用促進を図るとともに、貸出漏れがないよう、利用者に使用方法を分かりやすく周知していきます。

蔵書点検は、利用者へのサービス維持、また、財産管理を行う上で重要な作業であるため、毎年行っています。裏面に日程及び作業対象場所、作業を行わない図書館の書庫・作業室の所在不明数、最後に年度別の不明数を掲載してございます。以上となります。

○事務局 ありがとうございます。ほか、何かございますでしょうか。

○落合教育総務課長 では、私から、令和5年度第2回白井市議会定例会の報告をさせていただきます。お手元に資料をお配りしておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

会期につきましては、令和5年6月16日から7月11日の26日間で行われてございます。教育部の関連議案につきましては、既に教育委員会議に諮らせていただいている附属機関条例の一部改正や補正予算、2議案を提出させていただいておりますが、いずれも可決となっております。

また、一般質問は、徳本議員、久保田議員、荒井議員、平田議員、以上4名から御質問を頂いているところでございます。回答概要につきましては、お手元の資料に記載させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思っております。

また、教育部に関連する請願が2件提出されております。2件とも採択されたことを御報告させていただきます。以上、市議会定例会の報告となります。

○事務局 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局 それではないので、事務局より、8月、9月の教育委員会の行事を報告します。

各部課長から報告をお願いします。最初に教育総務課、落合課長、お願いします。

○落合教育総務課長 教育総務課です。本日、第8回教育委員会定例会、7日、10日と福祉サマー・スクールの開校式、閉校式。

9月1日、令和5年第3回白井市議会定例会開会。5日、第9回教育委員会定例会。6日、7日、11日と議会一般質問。7日、第3回市町村教育委員会研究協議会。12日、委員会付託、14日に教育福祉常任委員会。26日に決算審査、28日、令和5年度教育に関する事務の点検・評価を予定しています。以上です。

○事務局 学校政策課、宗政教育部長、お願いします。

○宗政教育部長 8月はございません。

9月9日土曜日、中学校体育祭、南山中学校。14日木曜日、中学校体育祭、白井中学校、大山口中学校、七次台中学校、桜台中学校で行います。以上です。

○事務局 教育支援課、榛沢教育部参事、お願いします。

○榛沢教育部参事 教育支援課です。8月3日、印旛地区特別支援教育70周年記念講演会、これまで特別支援教育に関わった多くの方が集う会となっております。4日、白井市教職員全体研修会、白井市教育研究会の主催で、京葉ガスの社長が講演をされます。19日、白井市学習会、校長会主催の学習会です。24日、スクールサミット、前回会議で、松田委員さんから、多くの保護者に周知してみてはというお話をいただきましたが、周知期間が短い等から、今年は見送らせていただきました。議員、市役所職員の皆様には周知しております。時間があれば、見ていただくようにしております。

9月7日、指導室訪問、清水口小学校で北総教育事務所の指導室を中心に、主に授業を見ていただいて指導していただく時間があります。以上でございます。

○事務局 次に、生涯学習課、山本課長、お願いします。

○山本生涯学習課長 8月26日、郡市民スポーツ大会の閉会式、これに付随して報告をさせていただきたいのですが、本日資料を追加でお配りさせていただきました第74回印旛郡市民スポーツ大会点数表を御覧いただければと思います。

7月1日から23日までの間で、印旛郡市8市町の対抗戦で行ったスポーツ大会です。この表の見方は、9点が優勝、準優勝が7点、以下3位、4位、参加点が1点となっております。

白井市については、残念ながら優勝種目はなかったのですが、準優勝種目は5種目、総合で4位という結果となっておりますので、御報告させていただきます。

9月3日、スポーツ少年団秋季大会開会式。以上です。

○事務局 次に、文化センター、高花センター長、お願いします。

○高花文化センター長 文化センターにつきましては、8月、9月、大きな行事はございません。

以上となります。

○事務局 ありがとうございます。行事予定は以上です。確認したいことはありますか。

○松田委員 中学校の体育祭、学校からもらった年間行事予定には、15日金曜日とあったのですが、どちらが正しいというか、14日木曜日で間違いないでしょうか。

○宗政教育部長 すみません、確認したいと思います。

○松田委員 お願いします。

○事務局 ほか、いかがでしょうか。体育祭は確認して、後ほど報告いたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局 では、特にないようですので、次の定例会の日程です。9月5日となりますので、よろしくをお願いいたします。

○教育長閉会宣言

○事務局 日程10、閉会宣言。井上教育長、お願いします。

○井上教育長 これをもちまして、令和5年第8回白井市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時19分 閉 会